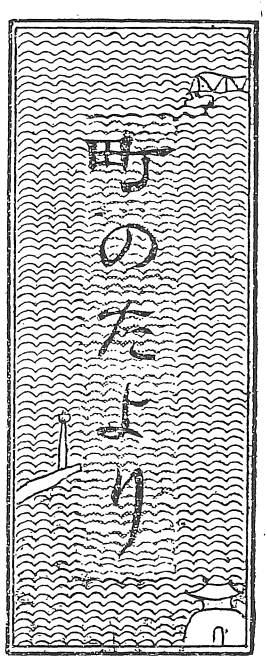

発行所
愛媛県喜多郡
長濱町役場
印刷所　岸本印刷所

町議會開かる

新教育委員　新常任委員会委員　決定

第三回定例町議会が九月二十九日午前九時から役場会議室で開かれ義案審議いずれも原案通り可決午後七時閉会した。

主なる案件は次の通りである。

◎定例会を四回に

町議会の定例会の回数を定める条例が改正され議会の定例会は毎年四回とする旨定められた。

◎町議会議員等の報酬引下げ

一、町議会議員、教育委員監査委員等の報酬支給条例が一部改正せられ各々の報酬額が次のように改められた。

議長年額
四万円を二万円に
副議長年額
三万円を一万七千円に
議員年額
二万五千円を一万五千円に
教育委員長
年額三万円を一万五千円に
教育委員
年額二万五千円を一万二千円に
監査委員
議会選出
年額一万二千円を八千円に
学識經験者
年額二万五千円を一万五千円に

◎町長提案理由説明

本町の赤字約五千万円を解消して健全明朗な町政を打ち立てるべく先般来度々の議会において御協議申し上げ各位の御理解と御支援の下に再建計画を策定し実行の段階となつて参りました。

財政を建直すと云ふことは易いけれども実行は誠に至難なことでありまして議会、町理事者　町民、三者一体となつて進まなければ到底完遂出来得ないので御座います。

皆様方の従来の報酬が充分であつたとは決して考えておりませんが、全国基準を相当上回つておりました本町に対し自治庁の指適もありましたし、増税をやらない本町としては経常経費の節約によつて再建する外方法がありませんので此の点御了承下さいまして卒先して範を示す御気持ちでよろしく御協力をお願い致します。

◎長浜町分担金徴收条例

この条例は公聴会を開き然る後制定せねばならないことになつているので産業經済委員会に附託された。

◎町財政再建計画豫算

人件費物件費
経常経費節約
建設事業費へ

一、昭和三十一年度長浜町一般会計追加予算原案通可決

当初予算額
六七、〇九〇、一七〇円
今回追加更正額
四八、五七八、五〇〇円
計予算額
一一五、六六八、六七〇円

◎提案理由説明

この追加更正予算は先般御決議になりました財政再建計画に基く予算の組み替へが主であります。

才入から説明致しますと町税の減額、交付税の増額は再建計画に基くものであります。

財産收入の公営住宅払下げ代は、払下げ契約者につき交渉した結果本年度收入確実なもののみを計上し不確実な收入は減額致しました。

分担金の減額使用料の増額は計画の通り国庫支出金中、教育関係の補助と選挙費の補助は新規追加であります。県支出金中、選挙費補助は新規追加であります

寄附金の追加中柴小学校廿万円はピアノ購入費として、地は教育関係の国庫補助と同額のものであります即ち国庫補助の倍額の備品を購入するものであります

其の他雑收入町債等すべて計画に基く追加更正であります。

才出について申上げます教育費、小学校費の備品費四十八万二千円の追加、中学校費の備品費十六万円追加、選挙費の六万七千五百円の追加、新規計上のものでありまして他は全部再建計画に基く組み替でありまして非常に窮屈な予算となつて参りました。

財政の建直しが如何に困難であるかを泌々と感じます然しながら本町将来の発展をこひねがう以上は一時の苦難を克服する勇気がなければならないと覚悟しております。

経常費の圧縮はそれ丈事業費に廻されるわけでありまして苦しい中でも町民福祉増進のために財政の許す限り事業をやつて行きたい考えであります。

◎長浜小学校増築下水道事業決定

一、昭和三十一年度建築特別会計追加予算

現在迄の予算額
一六、四四四、三四五円
今回の追加更正額
一八、四二四、二三九円
計　予算額
三四、八六八、五八四円

◎提案理由説明

本予算は長浜小学校の増築、下水道事業の予算が新規のものでありまして他は再建計画に基く組み替であります。

先づ長浜小学校増築でありますが国の定めた基準による不足坪数が一二四坪、この内補助対象として認められたものは一〇七坪、単價五万四千円事業費五百七十七万八千円、三分の一国庫補助、三分の二起債が認められております。然し此の際に学校側の要求する最低限度の増築をしておかないと又の増築は困難でありますので普通教室四、特別教室一、附属建物便所廊下等延一七四坪のものを計画しております。

事業費九百四十九万円、財源国の補助百九十四萬五千円起債四百七十五万円、寄附金二百七十九万五千円であります。

起債の面につきましては目下県べ交渉中でありまして、確定的のものではありませんが、確保の為に努力する考えであります。

下水道事業は、事業費三〇〇万円三分の一補助三分の一起債三分の一町負担でありますが一応は寄附金として計上しております。

防火水漕は本年は四ケ所補助が認められました。

財源は三分の一補助、三分の二地元寄附としております。その他土木費、産業費は再建計画に基くものであります。

◎青島漁協が施工する電気導入事業資金損失補償

一、青島漁業協同組合の、電気導入事業資金借入れに伴ふ損失補償を町が行ふことを可決

◎提案理由説明

青島地区の電気施設は、昭和二十一年十月旧海軍の使用する施設の払下を受けたもので現在主機関が老朽し今後使用に耐えないので青島漁協がこの全面的改良事業を施工するにつき、その資金の中二七二万を農林中金より借受けるにつき漁協が万一償還不能に陥つた場合を考慮し貸付条件として町が損失補償を致すべく条件附られるものであります。

本事業が特に公共性を帯び且つ島民の生活文化向上に唯一の施設でありますので、こゝに本事業資金が円滑に融通さるゝべく本議案を提出した次第であります

赤い羽根共同募金についてお願い

長浜町共同募金会長　門田豊市

人間は誰れでも幸福を願つておりますが世の中には不幸な人たちもたくさんいます。この不幸な人達を少なくして明るい社会をつくるにはみんながたすけあいはげましあわねばなりませんがこのあたゝかい愛情とたすけあいの精神のあらわれが「赤い羽根」共同募金なのであります。

さて今年も秋の訪れと共にこの「赤い羽根」共同募金運動が十月一日より全国一斉に開始されております当町も左記目標のもとにこの運動を実施致しますから何卒御協力下さいますよう御願ひ申上げます。

記

愛媛県目標額壱千五百万円
喜多郡　〃　五八万二六〇円
長浜町　〃　一九二二七一円
地区別
長浜　八二、二五三円
白滝　三四。九五五円
大和　三〇、五三二円
櫛生　一七、四九六円
出海　一四、四二一円
喜多灘　一二、六一三円

税……申告所得税

第二期分の納期は十一月三十日まで

昭和三十一年度申告所得税第二期分の納期限は来る十一月二十日となつております。

昨年度も多数の方が十一月三十日までに納められましたが、一部には納期限後に納められた方もあつて残念でした。

本年は今日から納税の準備をされ全部の方がこぞつて納期限までに完納されるようお願いします。

なお納付書は十一月上旬に皆様にお送りしますから最寄りの銀行、郵便局又は税務署へ必ず十一月三十日までに完納して下さい。

納期限に遅れますと、利子税延滞加算税が、それぞれ日歩三銭の割合で加算徴收されますから御注意下さい。

納税の準備は

納税貯蓄組合に加入して納税資金の準備をされるには、納税貯蓄組合に加入されるのが早道です。

日掛、月掛、任意掛等御随意に貯蓄することが出来、納税以外にも自由に引出せます。

組合員には種々の特典があり、国より組合に対して補助金が交付されますから詳細は税務署へお問合せ下さい。

予定納税額の更正の請求は、十一月十五日までに。

第一期分の予定納税額を納付する義務のある人で、十一月一日の現況において申告納税見積額が減少することゝなつた場合には、十一月十五日までに予定納税額更正請求書を税務署へ提出して下さい。

なお詳細は税務署でお尋ね下さい。

大洲税務署

◎新教育委員決定

一、町長より左記の者を、長浜町教育委員会委員に選任したいから同意を求める旨提案され萬場一致同意された。

委員　小野　季広（長浜）
門田　博（長浜）
岡崎愛次郎（櫛生）
矢野　関男（大和）
上田　一郎（白滝）

◎町議会常任委員決定

今国の地方自治法の一部改正に伴い、町議会委員会条例が改正され現在の六つの常任委員会が次の四つの委員会に改められた。

委員会名及び委員は次のとり。

▼委員長
▽副委員長

常任委員会

総務
▼赤穂直城、▽津田利広
石田政雄、村上惟一、泉伯二宮金之助、今村林吾

建設
▼東豊、▽藤沢梅太郎、久保吉蔵、塚本梅雄、稲田政光、亀岡政重、松本垣生

文教厚生
▼後藤熊市、▽日野義満
宮本庫雄、林日出猪、本田重太郎、尾崎運衛、門田豊市

産業絵済
▼河内作右衛門、▽小西豊巳、後藤忠雄、村本伊太郎、浦上愛明、川井酉太郎、矢間善男

★★★

十月農林作業

◎稲作

稲作も後期に入り九号十二条十五号台風の襲来で部分的には相当の被害を受けたのであるが全般に亘つては軽い被害である。

五月の苗代設置からの苦労も後わずかで収穫期に達するので、収穫の歓びも、もう一呼吸であるがその最後の手入を怠つてはならない。その手段は落水期の問題や穂首イモチ、枝梗イモチ病の防除とウンカの駆除に対する注意である。

出穂後に発生するイモチ病は直接収量に響く、葉イモチに比べて被害の多いのは穂首イモチである。

山間地帯は穂首イモチの発生が多く出穂後十二日頃から急に増え二十日頃が多い平担地帯は穂首、枝梗イモチが出穂後十日頃から出始め一ケ月たつた頃が一番増える。傾穂期に於ける水銀粉剤の効果は高いのである。

登熟期に水分不足を来すと養分の移行が鈍り、玄米の充実が悪く、死米、秕の増加により品質を甚しく低下し減収する。また穂首イモチも発生しやすくなる。

落水期が早過ぎた場合もこれと同じ傾向が現はれる地方によつては登熟期の降雨は「一雨一斗」の増収と言われる事を翫味し落水期の決定をする必要がある落水は大体出穂後三十日位過ぎてからであり早生種を栽培している地方では九月下旬、晩稲の栽培地帯は十月中旬くらいが適当である秋落地帯では落水期を稍々遅らせると有利であるが水利、裏作等の関係を考えて適当な時期に落水すること

◎麦作

山間部地帯は早冷と夏作物の収穫が重復して実の播種期が非常に短かい、適期を失い易く色々の障害を起し減収が甚だしいので整地労力等の点を研究し播種期をはずさぬことが肝要である。

酸性土壌中和のため苦土石灰反当三十貫時期に撒布すると良い。

種子消毒は駐在普及員に指導を受けて実施せられたい。

◎養蚕

一、栽培

晩秋蚕の壮蚕後期に桑葉四枚位を残し条の緑色の部分を切り取り蚕に与え稍端伐採法を行う。

晩秋蚕壮蚕後期盛食の最適桑葉が得られることは虫質、繭質に及ぼす影響大で明春桑樹の充実に依る多収穫と良質桑葉が得られるので是非実行せられたい。

梢端伐採法とは其の年の気象状況と施肥関係に依る伸長度合によつて異るが九月二十日以後で其の年柄を見た上之を行う事が肝要である。

二、育蚕

晩秋蚕壮蚕期頃は自然温度の低下に伴い自然温度に余り支配せられると経過日数並に蚕児に対する影響は良くない結果をもたらす又壮蚕児と言えどもおろそかにしない様特に左記を留意してみたい。

1、壮蚕期は各戸共配布による標準蚕座面積として温度、湿度共になるべく大きな差が生じない様常に配意する。

2、壮蚕児は室内の換気がなにより大切であるから一段と通気に注意する。

3、壮蚕期は最後に近い程良い桑（壮蚕に適したもの）を給与する事が理想的であるが。台風其の他により泥桑等を給与せねばならない場合には良い桑（普通正常の桑）から順次給与する事が虫質の強健を図る上に良い。

4、上簇は坪当り五十頭単位とし間三約二百頭前後とする。

上簇時は多事多用で過重労仂となり勝であるから事前に其の準備をして置く必要があると次の事項を実行すると繭価が上昇する。

イ適熟蚕の上簇

ロ簇中捨虫を早く一斉に行う。

ハ簇上に稲藁を撒く。

ニ叢中保護温度はF七十三～七十五度として五日は排温と換気に努める。（保護温度中激変があると営繭中斃死又は選除繭が多い）

ホ蔟抜はざつと巣構えしよ時に蔟抜を行う。

ヘ叢の上下転換は上叢後約三十五～四十時間頃に行う、（蔟抜と同時に行うと効果がない）

ト収繭は若掻をさけると共に叢中差し替を行う。

チ出荷者はなるべく同一粒揃のもの或は繭層同一格を荷口として検定を受けると品位と成積が良い。

尚養蚕事項に就いての内容は蚕業技術員に相談すること。

◎柑橘

栽培管理

一、早生温州に於ける第一燐酸石灰の葉面撒布（商品名カーライト）

㋑、燐酸塩の葉面撒布についての研究

従来肥料養分はもつぱら土壌中に於て根から吸収させて居たが最近肥料を土に施す代りに肥料成分を直接作物の葉面に撒布して葉から吸収する研究が発達して来た。

但し肥料は原則として適量を土壌中に施して根から吸収させるものであつて肥料養分の葉面撒布は其の不足分を補うものである。

此の場合燐酸を葉面撒布すると吸収は撒布後一昼夜にして其の八割以上が吸収され肥効が早く且つわずかの量で足りる。

葉面撒布効果は特に燐酸の吸収の悪い所に於いて言い得る事である。

㋺効果

本郡に於ける燐酸の葉面撒布は今年が始めてなので其の効果について断言は出来難いが各地の試験成績及び実際経験者の聞く所によると特に早生温州に於いて洪積層土壌へ火崗岩土壌に於て其の撒布は有効で三～四日着色を早め、採色が均一で鮮度が高いとの事である。

㋩、撒布時期

第一燐酸石灰は撒布時期により其の効果に大分差があるばかりでなく却つて逆効果を招来するので其の撒布に当つては各個園の着色状況を見て適確な時期を選定すべきである。

濃度	着色程度	時期	
石灰硫黄合剤120～150倍液＋第一燐酸石灰水一斗に15匁	1割着色の頃	9月中～下旬	第一回散布
	4～5割着色	9月下～10月上旬	第二回散布

以上の事からして第一燐酸石灰の葉面撒布は特に早生温州に於て採収時期を一日でも早くする事に於て効果大なるものがあり各々園の着色状況を良く観察して後撒布しなければならない又採収前の硫黄合剤の撒布はダニ類防除の外着色鮮度を高め果皮の緊りを良くし貯蔵、輸送性を高め間接的には浮皮果を防止するので本剤の撒布（硫黄合剤）は是非実施せねばならず第一燐酸石灰を単用撒布よりむしろ硫黄合剤に加用撒布した方が効果が高いので労力の為無駄は全く無いと思わる。

秋季交通安全運動旬間

十月十六日から十月二十五日まで

年々増加する交通事政を未然に防ぐ為に、全国一斉に此の交通安全運動を展開することになつて居ります

大洲警察署内で、最近の交通事故の数字を拾つて見ますと、昭和二十九年度は年間三十四件の交通事故の発生を見て居り死者四人、負傷者三十三人、昭和三十年度は年間の発生は五十四件、死者二人負傷者五十八人に増加し更に今年は、九月末迄にすでに五十八件の交通事政の発生を見て居り死者の数も長浜町だけでも十六人の多きを数へて居ります。

此の様な交通事故の発生件数を長浜町の地区別に見て見ますと

	二九年	三〇年	三一年
長浜	一	四	三
大和	一	三	一
白滝	一	五	四
櫛生	〇	一	二
出海	〇	〇	一
喜多灘	一	〇	二

となつておりまして、之れを見ますと、白滝地区が一番多く続いて長浜、大和の順になつて居ります。

此の様な恐ろしい交通事故を防止する為に警察としましても、日夜努力を続けて居りますが、而し之れには町民の皆様の日頃からの此の事故防止に対する絶大な御協力が必要なのであります。

どうか町民の皆様も次に掲げる事項をよく守つて交通事故の防止に御協力下さい。

交通事故防止心得

①人は右車は左の交通規則を励行すること。

②道路に物を置かないこと

③道路で子供を遊ばせないこと。

④車のすぐ前や後を横切らないこと。

⑤汽車自動車等の飛降り飛び乗りはしないこと。

⑥道路の横断は左右を確しかめてからすること。

⑦道路での立話や横に並んで歩かないこと。

⑧交通の激しい町内での自転車の二人乗りはしないこと。

⑨自転車は夜間は必らず燈火をつけて走ること。

⑩自動車は常に整備し仕業点検を必らず行つて安全運転をすること。

⑪自動車は法律で定められた速度以上で走らないこと。

⑫無免許運転は絶対しないこと。

⑬踏切りの通行は必らず一旦停車して危険の有無を確かめてから通行すること。

⑭自動車運転者は酒に酔い正常な運転が出来ないときは運転しないこと。

町の日誌

八月二十日
長浜大橋二十週年記念式典

町主催、商工会及双葉会後援により現地で記念式典が挙行され式後撒餅、宝撒及び町内有志による仮装行列等が行われた。

八月二十五日
商工経済委員会開催
議会より附託された町有地貸与の件につき審議

時局講演会開催

県主催により参議員外務調査員、阿南文也氏による時局講演会を役場会議室で開催

八月二十八日
宮崎県市役所係員及び木履業者一行木履業視察のため来町

九月七日
商工経済委員会開催
町税徴収並に滞納整理等について協議した

九月十二日
長浜町傷痍軍人会総会開催

九月十五日
出海地区敬老会開催

九月十八日
長浜町議会議員総会開催

今回改正された地方自治法の一部改正に伴ふ議会常任委員会の構成等につき協議した

九月二十日、二十三日
町定期監査実施
町監査委員により診療所保育所、各出張所を対象として実施

九月二十一日
農林業指導者協議会

九月二十二日
喜多灘地区敬老会開催

九月二十五日
出海地区畜産品評会

九月二十七日
愛媛県果樹青年同志会研究発表会開催

栄えある県代表に

長浜青年団

町民の皆様私達長浜青年団肱嵐うたう会がこの度松山市市庁ホールで開かれました第十回全国青年大会愛媛県予選芸能の部において晴れの全国大会出場権を獲得、東京大会に出場する事になりました。

ふり返つて見ますれば今迄の長浜青年団活動が全て熱しやすく冷えやすい団体等と有難たくない言葉を戴いていたのですが、昨年十二月に「うたごえ」運動の波にのり長浜にも「肱嵐うたう会」として発足、以来一年九ケ月の間色々な困難と斗いつゝもどうしてもこの汚名を返上しそしゝ皆んなが一つになろうと、指導者永原澄子さんを中心として現在の会員四十名がガツチリと手を結びともすればくずれ易いこの会を皆んなで励げまし合い助け合つて今日こゝに一年九ケ月の努力が実を結び栄えの栄冠を獲得致しました。

此度の私達の東京大会出場が、今年は四十人の仲間達によつて支えられたものだけれど、来年は百人いや千人の会員の人達の中より選出された合唱団を送ろうと、今から張り切つており、そして私達がこの度町の代表としていや県の代表として出場する事に大きな嬉びと誇りを感じております。

どうかこの私達の会をいつ〳〵迄も今以上に成長さす為に皆様の暖い御支援と御協力とを御願いするもので御座います。

尚出場のための資金の面で御座いますが県教委会よりは一人宛千円程度の経費しか支出してもらえない有様で皆様に又色々と無理な御願いを申しつゝあるので御ざいますが、私達の代表を是非とも東京へ送らんものと私達は一生懸命で御座います。どうか暖い御気持で御協力下さる様御願い申し上げます。

最後に今大会出場に際し一方ならぬ御協力御芳志を頂いた御有志の方々並に中学校諸先生及び関係者各位に対し紙上より厚く御礼申し上げます。

長浜青年団
肱嵐うたう会一同

十月一日發足

新教育委員会

教育委員長　小野季広氏
教育長　門田博氏
教育委員長　小野季広氏
教育長　門田博氏
委員の任期みくじの結果次のように決定した。

四年委員	門田	博
四年〃	岡崎愛治郎	
三年〃	矢野	関男
二年〃	小野	季広
一年〃	上田	一郎

國民健康保険の除外について

昭和三十一年度に於ける県医師会との診療協定覚書により、県医師会長の推せんしない医師は療養担当者から除外される事になつているが今回左記の方々は、国保の保険医から除外されたものとして、通知があつたからお知らせします。

記

住所	科名	氏名
宇和島市	肛門	沖良男
大洲市	産婦	鎌田五郎
松山市	耳鼻咽喉	古川林三郎
〃三津	内小	松田隆
新居浜市	内外	三木基雄
〃	内	通信診療所
〃	全科	住友別子病院
今治市	医師	会員全員

以上

出生と死亡

八月中届出分

▼出生

本庁分
亀井政之助　二男　博文
城ケ滝通治　長男　清志
山本　初　二女　美恵子
山本正市　長女　利江子
石田福好　二男　博文
久保宮夫　長男　睦
鷲崎太治郎　二女　愛子
山崎秀雄　二女　靖子
金橋　栄　三男　潔
友沢利夫　長女　里美
神岡百合子　女　夏子
久保芳信　長女　一美
立花与作　三女　八重
金泥浜弥　二男　政夫
西谷高雄　長男　尚

喜多灘分
玉川政重　二男　二郎
浜田梅吉　二男　啓市

櫛生分
菊地　勝　長男　芳力
沢井彦一　二男　敬心
田中　進　長男　史思

出海分
奥田佳忠　長女　真理
松本蔦明　三男　悦也
西山一正　二男　資作

大和分
都田恒夫　長女　岩子
神山利貞　二女　美恵子
恩地　清　長女　和代

白滝分
村上多津江　男　俊二
中田常夫　二女　仁美

▼死亡

本庁分
鎌田　政明
中城貴佐雄
梶本定太郎
矢野　トミ
小川　京
沢村久仁子

喜多灘分
井上　コト

櫛生分
玉井　桜丸

出海分
後藤宣幸　長女　千代子
高田佐次　三男　光男
嶋田年重　二男　幸男
村木福之助　長男　博行
村木猶正　三女　一恵
上岡徳満　二男　慎二
和田春夫　二男　誠
沖永重信　長女　純子
播磨　明　三女　成子
山本和幸　二男　真

櫛生分
石本フキエ　女　絹香
東本　健　長女　典子

出海分
橋本　遵　長男　宏尚
平田良仲　長男　良彦

大和分
山本安幸　二女　富子
河田　春　二男　武夫
山下一夫　二女　香代子
大石　勇　長男　定

楠野忠幸　三女　喜美江
山田　聰　長男　公康
大野亀命　二男　尊久
水沼　満　三女　京子

白滝分
大野義盛　長女　恵美子
谷口高石　二女　洋子

▼死亡

本庁分
岩本　リウ
二宮　兵吉

喜多灘分
永木コナミ

櫛生分
本田ヤスヨ
武田久実予
清水　梅夫

出海分
西山　一夫

大和分
山本　豊

白滝分
大野竹五郎

八月九月
出生　五二人
死亡　二一人
増加　三一人

累計
出生二五四人
死亡一三二人
増加一二二人

◎◎◎◎◎幻燈器寄附

今般白滝小学校PTA会より幻燈器一器を白滝小学校へ寄附いただき、有難度うございました。

紙上を借り厚く御礼を申し上げます。

木村香能留　大和分
池田　実義
村橋　愛蔵

白滝分
山下　ヤエ